

令和5年度 奈良県水道局水質検査計画



水質管理センター

水質検査計画の内容

1 基本方針	2
2 事業の概要	2
3 水源の状況及び水質管理上の留意点	5
4 水質検査地点、項目及び頻度	6
5 水質検査体制	7
6 臨時の水質検査	7
7 水質検査計画及び水質検査結果の公表	7
8 水質検査の精度と信頼性保証	8
9 関係機関との連携	8
検査項目・頻度一覧表	9

1 基本方針

奈良県水道局の水質検査についての基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 市町村へ水道水を供給する地点（受水地等）はもとより、浄水場の入口（原水系）や出口（浄水）、水源、浄水場内の各処理工程でも検査を実施します。
- (2) 水道法で定められた項目だけでなく、水質管理に必要な項目や水源の状況を把握するための項目も検査を実施します。
- (3) 安全で良質な水道水を供給するため、適正な検査地点、項目及び頻度を設定し、県民の皆様に安心・信頼して利用していただける水道水を目指します。

2 事業の概要

(1) 水源と取水状況

①宇陀川系統（桜井浄水場）

室生ダムの県営水道取水塔（宇陀市榛原山辺三）から取水し、導水トンネルを経て自然流下で桜井浄水場へ送られます。

②吉野川系統（御所浄水場）

大迫ダム、大滝ダム、津風呂ダムを水源とする吉野川（紀の川）から下流域首工（吉野郡大淀町下流域）と下市取水場（吉野郡下市町新住）で取水し、導水トンネルを経て自然流下で御所浄水場へ送られます。

(2) 給水状況

給水区域

宇陀川系統	宇陀市 三郷町
吉野川系統	大和高田市 大和郡山市 橿原市 御所市 香芝市 葛城市 安堵町 川西町 三宅町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町
両系統	奈良市 天理市 桜井市 生駒市 平群町 斑鳩町 田原本町 広陵町 河合町

給水実績（令和3年度）

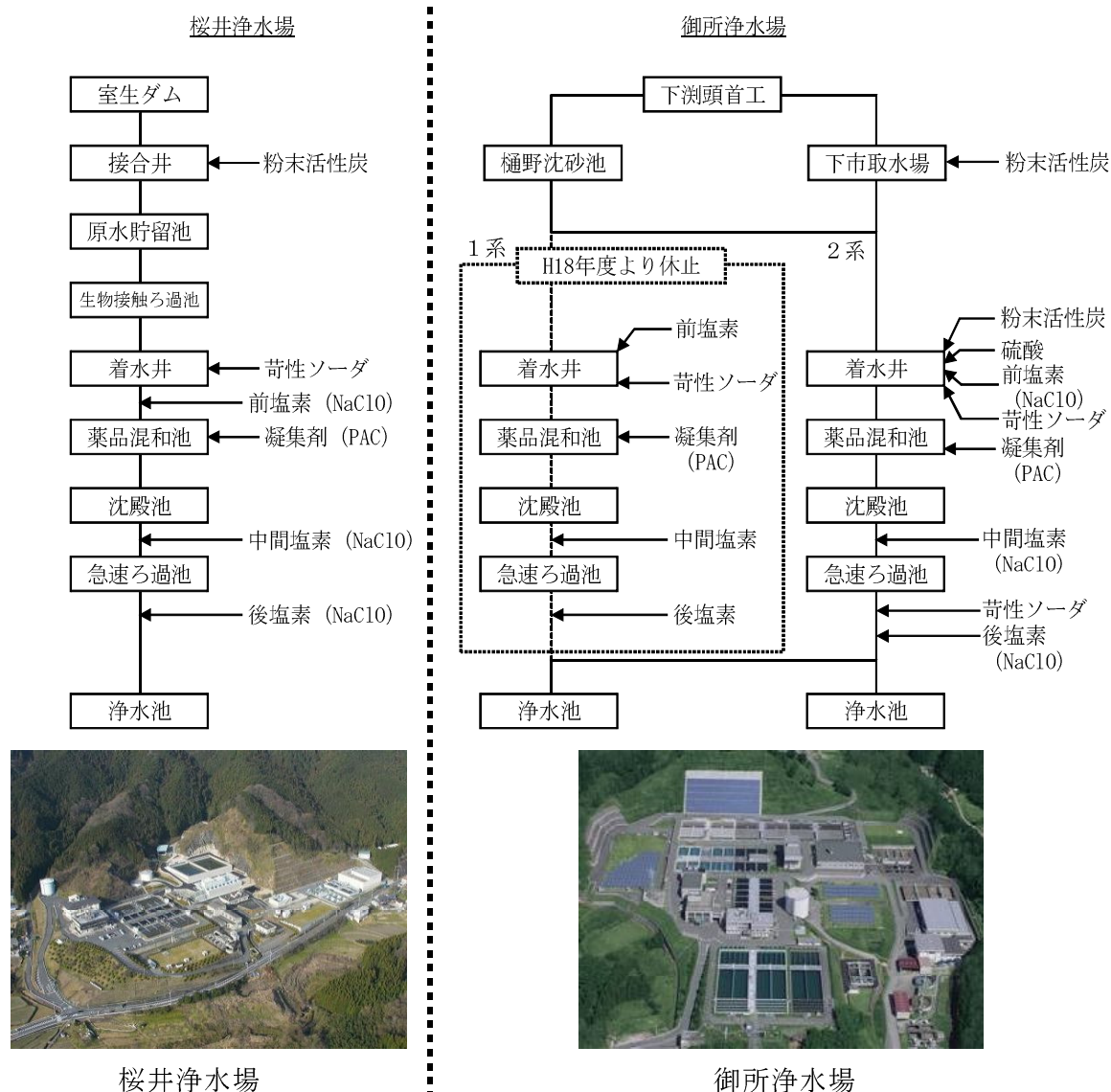
給水区域	県内24市町村
給水人口	1,245,746人
一日最大給水量	249,116m ³ /日
一日平均給水量	230,364m ³ /日

(3) 浄水場施設の概要

浄水場の施設と処理方法

浄水場名	桜井浄水場	御所浄水場
所在地	桜井市初瀬3701	御所市戸毛367-2
原水の種類	ダム直接取水（室生ダム）	表流水（吉野川）
施設能力	102,000m ³ /日	211,000m ³ /日
沈殿池方式	傾斜板式	横流式・傾斜板式
ろ過池方式	砂ろ過単層	砂ろ過単層
浄水処理方法	粉末活性炭処理 生物接触ろ過処理 凝集沈殿 急速ろ過 前・中・後塩素処理	粉末活性炭処理 凝集沈殿 急速ろ過 前・中・後塩素処理

浄水処理フロー



3 水源の状況及び水質管理上の留意点

(1) 宇陀川系統

水源の室生ダム流域では富栄養化等による影響が生じていますが、ダムの曝気等により水質は改善傾向にあります。

(2) 吉野川系統

吉野川流域では平成25年度から大滝ダムが供用を開始しており、水量が豊富なため水源汚染等による影響は比較的少ない状況です。

水源の状況と留意点

	宇陀川系統	吉野川系統
水源と取水方法	・室生ダムから直接取水 (水深別に4ゲートから選択取水)	・吉野川の表流水を取水 ・本川上流に大迫ダム・大滝ダム、支流に津風呂ダム
流域の環境	・流入河川の流量が少ない ・流域に田畑が存在	・流量豊富 ・田畑は比較的少ない
水源の注意すべき水質状況	・栄養塩流入による富栄養化 藻類プランクトンの大量発生 ・農薬の流入	・降雨等による高濁度 ・油類等の流入による水質汚染事故 ・河川でのpH値上昇 ・かび臭の発生
水質管理上の留意項目	・消毒副生成物 ・生物による浄水処理障害 ・臭気物質 ・農薬 ・マンガン	・臭気物質 ・pH値 ・濁度



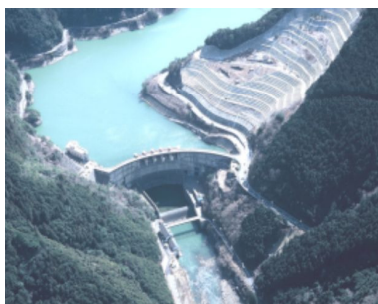
室生ダム



室生ダム取水塔



下瀬頭首工



大迫ダム



大滝ダム



津風呂ダム

4 水質検査地点、項目及び頻度

奈良県水道局では以下の箇所で定期的に水質検査を実施します。

- ◆ 市町村へ水道水を供給する地点（受水地等）
- ◆ 浄水場
- ◆ 水源（ダム・河川）

（１）市町村へ水道水を供給する地点（受水地等）

①検査地点

奈良県水道局は水道用水供給事業として24市町村に水道水を供給しています。送水系統を代表する4地点では水質基準項目の全てを、その他の地点では水質基準項目のうち主要な項目を検査します。また、それ以外の水質管理のために必要な項目についても検査を実施します。

②検査項目及び頻度

検査項目	目的	頻度
水 質 基 準 項 目	法令で定められた項目を検査	表－１
水質管理目標設定項目	水道水質管理上留意すべき項目を検査	表－２
１ 日 １ 回 行 う 検 査	法令で定められた項目を検査 （自動水質監視装置で連続測定）	表－３
そ の 他 の 項 目	基準項目以外で水質管理に必要な項目を検査	表－４
消毒副生成物検査項目	消毒副生成物の監視強化のため検査	表－６

（２）浄水場

①検査地点

浄水場では、適切に浄水処理が行われているかを確認するため、入口（原水系）と出口（浄水）について検査を実施します。また、浄水処理工程での処理状況を確認するために沈殿水等の検査も実施します。

②検査項目及び頻度

１）浄水場の入口（原水系）と出口（浄水）

検査項目	目的	頻度
水 質 基 準 項 目	法令で定められた項目を検査	表－１
水質管理目標設定項目	水道水質管理上留意すべき項目を検査	表－２
１ 日 １ 回 行 う 検 査	法令で定められた項目を検査	表－３
そ の 他 の 項 目	基準項目以外で水質管理に必要な項目を検査	表－４
消毒副生成物検査項目	消毒副生成物の監視強化のため検査	表－６
耐塩素性病原微生物検査項目	クリプトスポリジウム等の監視のため検査	表－７
要 検 討 項 目	毒性評価が定まらない物質等の監視のため検査	表－８

２）浄水処理工程（原水系・沈殿水・浄水）

検査項目	目的	頻度
毎 日 毎 週 検 査 項 目	浄水処理工程の管理のため検査	表－５

(3) 水源（ダム・河川）

①試験地点

水源の水質は浄水場原水へ与える影響が大きいため、宇陀川系統では室生ダム及び流入河川で、吉野川系統では上流のダムや取水地点を含む河川で試験を実施します。

②試験項目及び頻度

- 水源の水質を把握し、適切に浄水処理を行うため、表―9に示す項目と頻度で試験を実施します。
- 宇陀川系統は室生ダムから浄水場へ直接取水しており、ダムの水質変動の大きい春から秋にかけては月3～4回、冬期は月2回試験を実施します。また、室生ダムに流入する河川では月1回試験を実施します。
- 吉野川系統のダムでは月1回、河川では月2回試験を実施します。
- 農薬類は、表―10に示す項目（水質管理目標設定項目における対象農薬類等）の試験を実施します。

5 水質検査体制

適切な浄水処理により水道水の安全が保証され、緊急時にも迅速に結果が得られるように水質管理センターで自己検査を実施します（ダイオキシン類のみ委託検査）。これにより水源から浄水場内、さらに受水地等に至るまで常に適切な水質管理が可能となります。



ダムでの採水



浄水工程の採水

6 臨時の水質検査

次のような場合は、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常のあったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水工程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画はホームページで公表し、検査結果の評価や皆様の意見に基づいて毎年見直しを行います。水質検査結果はホームページと水質試験年報で公表します。

◆ホームページ : <http://www.pref.nara.jp/1689.htm>

◆水質試験年報の閲覧 : 奈良県庁内県政情報センターおよび奈良県立図書館

8 水質検査の精度と信頼性保証

奈良県水道局では、水質検査の測定値の信頼性を確保し、正確かつ精度の高い検査を行うために最新の水質検査機器を整備し、高度な知識、経験及び技術を有した職員が検査に従事しています。



誘導結合プラズマ質量分析計

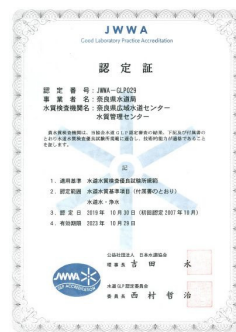


イオンクロマトグラフ

また、当局では精度管理と信頼性保証への取り組みの一環として水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を平成19年に取得し、令和元年に3回目の認定更新を行いました。

水道GLPの認定により、奈良県水道局の水道水質検査の信頼性と技術力が高く評価され、水道水の安全性が保証されたものと考えています。

今後とも県民の皆様の水道水質への期待に応じていくよう、より安全でおいしい水づくりに取り組んでいきます。



〈水道GLP認定証〉

【※水道GLPとは？】

- ・ 水道水質検査の精度と信頼性を確保するための認定基準のこと。
- ・ 国際規格ISO9001及びISO17025の要求事項を基に、水道水質検査に特化して（公社）日本水道協会が策定したもので、審査・認定・登録も同協会が実施。



JWWA-GLP029
水道GLP認定

〈水道GLP認定マーク〉

9 関係機関との連携

水源の水質異常時に速やかに対応するために国や県の関係機関との通報連絡体制を整備し、適切な浄水処理等により安全な水道水を供給できるように努めています。

さらに、宇陀川系統では水資源機構と意見交換を実施し、吉野川系統では流域の関係機関で構成する「紀の川水質汚濁防止連絡協議会」に参加することで各水源における水質保全を図っています。

ご意見等がございましたら下記までお寄せください。

奈良県水道局業務課

〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町757

Eメール：suido-gyoumu@office.pref.nara.lg.jp

電話：0742-20-4624 FAX：0742-22-2420

表－1 水質基準項目(水道法第4条第2項の規定に基づく項目)

番号	項目	基準値	検査頻度(回/年)			
			市町村への供給地点 (受水地等)		浄水場	
			送水系統 代表4地点	左記以外	出口 (浄水)	入口 (原水系)
基1	一般細菌	100CFU/mL以下	12	12	12	12
基2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4		12	12
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4		12	12
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4		12	12
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4		12	12
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4		12	12
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4		12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4		12	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4		12	12
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4		12	12
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4		12	12
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4		12	12
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4		12	12
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4		12	12
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4		12	12
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	4		12	12
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	12または4※		12	
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	12		12	12
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12または4※		12	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	12		12	12
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	4		12	12
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	12		12	12
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	12または4※		12	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	12		12	12
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	12		12	12
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	12または4※		12	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4		12	12
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4		12	12
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4		12	12
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	12
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4		12	12
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	4		12	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4		12	4
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12		12	12
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12		12	12
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4		12	4
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	4		12	4
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12
基47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12
基48	味	異常でないこと	12	12	12	
基49	臭気	異常でないこと	12	12	12	
基50	色度	5度以下	12	12	12	12
基51	濁度	2度以下	12	12	12	12

送水系統代表4地点: 奈良市第1(両系統混合)、奈良市第2(吉野川系統)、
生駒市第1(両系統混合)、天理市第2(宇陀川系統)

※奈良市第1受水地のみ年4回

表一2 水質管理目標設定項目(水道水質管理上留意すべき項目)

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)			
			市町村への供給地点 (受水地等)		浄水場	
			送水系統 代表4地点	左記以外	出口 (浄水)	入口 (原水系)
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4		12	12
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		12	12
目4	削除	削除				
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4		12	12
目6	削除	削除				
目7	削除	削除				
目8	トルエン	0.4mg/L以下	4		12	12
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	4		4	4
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4		12	12
目11	削除	削除				
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤として使用していないため検査省略			
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	12または4※1		12	
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	12または4※1		12	
目15	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1以下			桜34・御12※2	桜34・御12※2
目16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	12	
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	4		12	12
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	12	12
目19	遊離炭酸	20mg/L以下			4	4
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4		12	12
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4		12	12
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下			12	12
目23	臭気強度(TON)	3以下			桜12・御4	桜12・御4
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4		12	4
目25	濁度	1度以下	12	12	12	12
目26	pH値	7.5程度	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4		12	
目28	従属栄養細菌	2,000CFU/mL以下(暫定)	4		12	12
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4		12	12
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4		12	12
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスル ホン酸(PFOS)及びペルフ ルオロオクタン酸(PFOA)の 量の和として、 0.00005mg/L以下(暫定)	4		4	4

送水系統代表4地点: 奈良市第1(両系統混合)、奈良市第2(吉野川系統)、

送水系統代表4地点: 生駒市第1(両系統混合)、天理市第2(宇陀川系統)

※1 奈良市第1受水地のみ年4回

※2 農薬類は、宇陀川系統で散布時期に頻度を上げて検査

桜井(宇陀川系統): 5~8月は週1回、その他期間は月2回

御所(吉野川系統): 月1回

表一3 1日1回行う検査(水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく検査)

番号	項目	評価	検査頻度(回/年)	
			市町村への供給地点 (受水地等)	浄水場 出口(浄水)
1	色	異常なし(ほとんど無色透明)	366	366
2	濁り	異常なし(ほとんど無色透明)	366	366
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	366	366

市町村への供給地点(受水地等): 自動水質監視装置設置箇所にて常時監視

表－4 その他の項目

番号	項目	検査頻度(回／年)			
		市町村への供給地点 (受水地等)		浄水場	
		送水系統 代表4地点	左記以外	出口 (浄水)	入口 (原水系)
1	総アルカリ度			243	243
2	電気伝導率	12	12	243	243
3	プランクトン				桜32・御12
4	消毒副生成物生成能				桜40・御12※

送水系統代表4地点：奈良市第1(両系統混合)、奈良市第2(吉野川系統)、

送水系統代表4地点：生駒市第1(両系統混合)、天理市第2(宇陀川系統)

※ 桜井(宇陀川系統)：5～11月は週1回、その他期間は月2回

※ 御所(吉野川系統)：月1回

表－5 毎日毎週検査項目

番号	項目	検査頻度(回／年)					
		出口(浄水)		沈殿水		入口(原水系)	
		桜井 浄水場	御所 浄水場	桜井 浄水場	御所 浄水場	桜井 浄水場	御所 浄水場
1	濁度	366	366	243	243	243	243
2	色度	366	366	243	243	243	243
3	pH値	243	243	243	243	243	243
4	総アルカリ度	243	243	243	243	243	243
5	遊離残留塩素	366	366				
6	電気伝導率	243	243	243	243	243	243
7	TOC	52	52	52		52	52
8	DOC					52	52
9	塩化物イオン	52	52			52	52
10	アンモニア態窒素	52	52			52	52
11	亜硝酸態窒素	52	52			52	52
12	硝酸態窒素	52	52			52	52
13	塩素酸	52	52			52	52
14	鉄及びその化合物	52	52	52	52	52	52
15	マンガン及びその化合物	52	52	52	52	52	52
16	溶存鉄					52	52
17	溶存マンガン			52	52	52	52
18	アルミニウム及びその化合物	52	52	52	52	52	52
19	硫酸イオン	52	52			52	52
21	臭化物イオン	52	52			52	52
22	ジェオスミン	52※	52～243※			52※	52～243※
23	2-メチルイソボルネオール	52※	52～243※			52※	52～243※
24	SS					52	52
25	一般細菌	52	52			52	52
26	従属栄養細菌	52	52			52	52
27	大腸菌	52	52			52	52
28	紫外吸収(260nm)	52	52			52	52

※ かび臭物質濃度が上昇するおそれがあるときは頻度を上げて検査

表－6 消毒副生成物検査項目

番号	項目	基準値 または 目標値	検査頻度(回／年)			
			市町村への供給地点 (受水地等)			浄水場
			地点1	地点2	地点3	出口 (浄水)
1	クロロホルム	0.06mg/L以下	24	24	24	24
2	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	24	24	24	24
3	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	24	24	24	24
4	ブロモホルム	0.09mg/L以下	24	24	24	24
5	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	24	24	24	24
6	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	24	4		24
7	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	24	4		24
8	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	24	4		24
9	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	24	4		24
10	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	24	4		24
11	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	24	4		24

地点1: 奈良市第2(吉野川系統)、生駒市第1(両系統混合)、天理市第2(宇陀川系統)

地点2: 奈良市第1(両系統混合)

地点3: 三郷町(宇陀川系統)、香芝市第1(吉野川系統)

表－7 耐塩素性病原微生物検査項目

番号	項目	検査頻度(回／年)
		浄水場
		入口 (原水系)
1	クリプトスポリジウム	4
2	ジアリジア	4

表－8 要検討項目

番号	項目	目標値	検査頻度(回／年)	
			浄水場	
			出口 (浄水)	入口 (原水系)
要1	銀	—	4	4
要2	バリウム	0.7mg/L	4	4
要4	モリブデン	0.07mg/L	4	4
要16	スチレン	0.02mg/L	4	4
要17	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L(暫定)	1*	1*
要19	ノニルフェノール	0.3mg/L(暫定)	4	4
要20	ビスフェノールA	0.1mg/L(暫定)	4	4
要24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	4	4
要25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	4	4
要28	ブロモクロロ酢酸	—	4	
要29	ブロモジクロロ酢酸	—	4	
要30	ジブロモクロロ酢酸	—	4	
要31	ブロモ酢酸	—	4	
要32	ジブロモ酢酸	—	4	
要33	トリブロモ酢酸	—	4	
要34	トリクロロアセトニトリル	—	4	
要35	ブロモクロロアセトニトリル	—	4	
要36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	4	
要37	アセトアルデヒド	—	4	
要39	キシレン	0.4mg/L	4	4
要46	フルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—	4	4

※ ダイオキシン類は検査を委託

表－9 水源試験項目

番号	項目	検査頻度(回／年) ^{※1}		
		室生ダム ^{※2}	宇陀川	吉野川
1	透明度	32		
2	クロロフィル－a	32		12
3	水温	32	12	24
4	濁度	32	12	24
5	色度	32	12	24
6	pH値	32	12	24
7	総アルカリ度	32	12	24
8	電気伝導率	32	12	24
9	溶存酸素	32	12	12
10	BOD		12	12
11	COD	32	12	12
12	TOC	32	12	12
13	DOC	32	12	12
14	紫外吸収(260nm)	32	12	24
15	アンモニア態窒素	32	12	12
16	亜硝酸態窒素	32	12	12
17	硝酸態窒素	32	12	24
18	総窒素	12	12	24
19	リン酸態リン	12	12	24
20	総リン	12	12	24
21	鉄及びその化合物	32		12
22	マンガン及びその化合物	32		12
23	水銀及びその化合物	12		
24	ヒ素及びその化合物	12		
25	臭気強度(TON)	32		
26	臭気の種類(冷時)	32		
27	臭気の種類(温時)	32		24
28	2－メチルイソボルネオール	32	12	24
29	ジェオスミン	32	12	24
30	放線菌	32		
31	大腸菌			12
32	プランクトン	32		24
33	塩化物イオン		12	12
34	ミクロキスティン	アオコ発生時		
35	農薬類		34または12 ^{※3}	

※1 荒天や出水など、状況に応じて頻度を変更することがある

※2 室生ダム試験は原則として5～10月は月3～4回、その他期間は月2回

※3 農薬類は、一部地点で散布時期に頻度を上げて検査

高倉橋：5～8月は週1回、その他期間は月2回

内牧川、落合、下井足：月1回

表－10 農薬類検査項目

(1) 水質管理目標設定項目 (対象農薬リスト掲載農薬類)

番号	農薬名	用途	目標値 (μg/L以下)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)※ ¹	虫	50
2	2,2-DPA (ダラポン) *	草	80
3	2,4-D (2,4-PA)	草	20
4	EPN	虫	4
5	MCPA	草	5
6	アシュラム	草	900
7	アセフェート	虫・菌	6
8	アトラジン	草	10
9	アニロホス	草	3
10	アミラズ *	虫	6
11	アラクロール	草	30
12	イソキサチオン	虫	5
13	イソフェンホス	菌	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	虫	10
15	イソプロチオラン (IPT)	虫・菌・植	300
16	イブフェンカルバゾン *	草	2
17	イプロベンホス (IBP)	菌	90
18	イミノクタジン※ ¹	虫・菌	6
19	インダノファン	草	9
20	エスプロカルブ	草	30
21	エトフェンブロックス	虫・菌	80
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	虫	10
23	オキサジクロメホン	草	20
24	オキシ銅 (有機銅)	虫・菌	30
25	オリサストロビン	虫・菌	100
26	カズサホス	虫	0.6
27	カフェンストロール	虫・草	8
28	カルタップ *	虫・菌・草	80
29	カルバリル (NAC)	虫	20
30	カルボフラン	代謝物	0.3
31	キノクラミン (ACN)	草	5
32	キャブタン	菌	300
33	クミルロン	草	30
34	グリホサート	草	2000
35	グルホシネート *	草・植	20
36	クロメブロップ	草	20
37	クロルニトロフェン (CNP)	草	0.1
38	クロルピリホス	虫	3
39	クロロタニル (TPN)	虫・菌	50
40	シアナジン	草	1
41	シアノホス (CYAP)	虫	3
42	ジウロン (DCMU)	草	20
43	ジクロベニル (DBN)	草	30
44	ジクロロボス (DDVP)	虫	8
45	ジクワット※ ¹	草	10
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	虫	4
47	ジチオカルバメート系農薬 *	虫・菌	5 (二硫化炭素として)
48	ジチオピル	草	9
49	シハロホップブチル	草	6
50	シマジン (CAT)	草	3
51	ジメタメトリン	草	20
52	ジメトエート	虫	50
53	シメトリン	草	30
54	ダイアジノン	虫・菌	3
55	ダイムロン	虫・菌・草	800
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及び メチルイソチオシアネート (MITC) *	菌	10 (MITCとして)
57	チアジニル	虫・菌	100

番号	農薬名	用途	目標値 (μg/L以下)
58	チウラム	虫・菌	20
59	チオジカルブ	虫	80
60	チオファネートメチル	虫・菌	300
61	チオベンカルブ	草	20
62	テフリルトリオン *	草	2
63	テルブカルブ (MBPMC)	草	20
64	トリクロピル	草	6
65	トリクロロホン (DEP)	虫	5
66	トリシクラゾール	虫・菌・植	100
67	トリフルラリン	草	60
68	ナプロバミド	草	30
69	パラコート※ ¹	草	5
70	ピペロホス	草	0.9
71	ピラクロニル *	草	10
72	ピラゾキシフェン	草	4
73	ピラゾリネート (ピラズレート)	草	20
74	ピリダフェンチオン	虫	2
75	ピリプチカルブ	草	20
76	ピロキロン	虫・菌	50
77	フィプロニル	虫・菌	0.5
78	フェニトロチオン (MEP)	虫・菌・植	10
79	フェノブカルブ (BPMC)	虫・菌	30
80	フェリムゾン *	虫・菌	50
81	フェンチオン (MPP)	虫	6
82	フェントエート (PAP)	虫・菌	7
83	フェントラザミド	草	10
84	フサライド	虫・菌	100
85	ブタクロール	草	30
86	ブタミホス	草	20
87	ブプロフェジン	虫・菌	20
88	フルアジナム	菌	30
89	ブレチラクロール	草	50
90	プロシミドン	菌	90
91	プロチオホス *	虫	7
92	プロピコナゾール	菌	50
93	プロピザミド	草	50
94	プロベナゾール	虫・菌	30
95	プロモブチド	虫・草	100
96	ベノミル	菌	20
97	ペンシクロン	虫・菌	100
98	ベンゾビシクロン	草	90
99	ベンゾフェナップ	草	5
100	ベンタゾン	草	200
101	ペンディメタリン	草・植	300
102	ペンフラカルブ *	虫・菌	20
103	ペンフルラリン (ベスロジン)	草	10
104	ペンフレセート	草	70
105	ホスチアゼート	虫	5
106	マラチオン (マラソン)	虫	700
107	メコブロップ (MCP)	草	50
108	メソミル	虫	30
109	メタラキシル	虫・菌	200
110	メチダチオン (DMTP)	虫	4
111	メミノストロビン	虫・菌	40
112	メトリブジン	草	30
113	メフェナセツ	草	20
114	メブロニル	虫・菌	100
115	モリネート	草	5

虫:殺虫剤 菌:殺菌剤 草:除草剤 植:植物成長調整剤

* 検査方法検討中

※1 年4回検査

(2) (1)の酸化物等

番号	農薬名		目標値 (μg/L以下)
1	EPNオキソン	酸化物	—
2	イソキサチオンオキソン	酸化物	—
3	イソフェンホスオキソン	酸化物	—
4	エンドスルフェート	代謝物	—
5	アミノメチルリン酸 (AMPA)	代謝物	—
6	CNP-アミノ体	アミノ体	—
7	クロルピリホスオキソン	酸化物	—
8	ダイアジノンオキソン	酸化物	—
9	フェニトロチオンオキソン	酸化物	—

番号	農薬名		目標値 (μg/L以下)
10	フェンチオンスルホキシド	酸化物	—
11	フェンチオンスルホン	酸化物	—
12	フェンチオンオキソンスルホキシド	酸化物	—
13	フェンチオンオキソンスルホン	酸化物	—
14	フェンチオンオキソン	酸化物	—
15	ブタミホスオキソン	酸化物	—
16	ブロモブチドデブromo	酸化物	—
17	マラオキソン	酸化物	—
18	メチダチオンオキソン	* 酸化物	—

* 検査方法検討中

(3)その他の農薬

番号	農薬名	用途	目標値 (μg/L以下)
1	イミダクロプリド	虫・菌	200
2	イプロジオン	菌	300
3	イマゾスルフロン	虫・草	200
4	ジノテフラン	虫・菌	600
5	フラメビル	虫・菌	20
6	アゾキシストロビン	虫・菌	500
7	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	菌	6
8	エトリジアゾール (エクロメゾール)	菌	4

番号	農薬名	用途	目標値 (μg/L以下)
9	カルプロパミド	虫・菌	40
10	シデュロン	草	300
11	テニルクロール	草	200
12	ハロスルフロンメチル	草	300
13	フルトラニル	虫・菌	200
14	ベンスリド (SAP)	草	100
15	ベンスルフロンメチル	草	500
16	メチルダイムロン	草	30

虫:殺虫剤 菌:殺菌剤 草:除草剤 植:植物成長調整剤